

## 異本三十六人歌仙伝

— 翻刻ならびに解説 —

新藤 協三

要旨 三十六歌仙の伝記を集成した『三十六人歌仙伝』は、従来、群書類従所収本文およびそれと同系の本文を有する伝本のみが流布していたが、最近管見し得た松野陽一氏御所蔵の一本は、それら流布本系の諸伝本とは大きく異なり、明らかに異本の立場に立つ本文を有するものであることを知った。この松野本は、おそらく流布本系本文よりも前段階の本文であると推定され、かつ、その奥書によれば、作者および成立年時に関する従来の通説を修正することが可能になり、また、三十六人歌仙の伝記研究の面にも少なからず資するものと思われる。そこで、松野本『三十六人歌仙伝』の全文を翻刻し、解説をも付した。

(翻刻)

翻刻にあたっては可能な限り原本の体裁を尊重する方針に従うこととし、次の諸点に留意しつつ一部手を加えた。

一、漢字については原則として旧字体、略字体、異体字も全て原本どおりとしたが、平仮名、片仮名については通行体に改めた。

一、解説の便をはかるために、私に句読点、返り点を施し、内容を斟酌して適宜改行した。

一、各丁の表裏の改たまる箇所は、「1才』『1ウ……のように明示し、表は「、裏は』」で区別した。

一、虫損の部分、判読不能の部分については、注1、注2……のようにで囲んで示し、末尾に一括して注出して説明を加えた。

一、意味不通の語句、明らかに誤写、誤脱と思われる部分には、右傍に(ママ)と記した。

一、行間の書入等には墨、朱の二様があるが、朱で記されたもののみ(朱)と明示した。したがって、特に断らないものは全て墨書である。但し、歌人名と和歌の右肩にある合点は、前者が朱、後者が墨で施されていて混同されることがないため、歌人名に施された合点については、特に(朱)と明示することを省略した。

歌仙傳 (外題)

哥仙傳 (内題)

柿本朝臣人麿 先祖不見

梅のはなそれともみえず久かたのあまきる雪のなへてふれは  
ほのくとかあしの浦のあさ霧の嶋かくれ行舟おしもおもふ

件人、就二年々除目叙位等尋其身進、無所見。但古万葉集云。文武天皇大宝元年幸于紀伊国時、作  
哥。從車駕、見結松。其哥云。

後みんと君かむすへるいはしろの小松かうれを又みけんかも

国史云。大宝元年九月丁亥。天皇幸紀伊国。冬十月丁未、車駕至武漏温泉。戊申、從官并群司等、進  
階并賜衣衾。

今案、件行幸日、從駕者定叙爵歟。如古今和(マ)集序者、注先師柿本大夫。可謂三五位歟。  
古今金玉集序云。及奈良良御宇和哥大興。彼天皇知食和哥趣歟。同御時有正三位柿本人丸者。和哥仙  
也。

依件文廻私案、頗可謂相違。或乘竹帛傳、閭巷以大同之主号奈良帝。然而就万葉集尋人丸

此難無謂奈良宮在世之時、天智天皇御宇以後、文武天皇御在位之間人也。何以称奈良御時之人曆哉。古賢撰集有所  
何時指南大同之時元明元正天皇以後桓武天皇見歟。將傳云、書写之誤歟。正二位条又以審。(天智)  
也 注1 皆平城宮

日並皇子尊殯宮之時哥云。

久方の空みることくあふきみし御子のみかとのあれまくおしも

件皇子、持統天皇三年四月薨。從天武天皇元年<sup>1</sup>乃至于件三年、合十八年也。是以案、天智天皇御宇以後人歟。

明日香皇女應殯宮之時詞云。

飛鳥河しからみわたしせかませはなかるゝ水ものつけからまし

右皇女、文武天皇四年四月薨。件等親王薨時如此作歌。是以注、天智天皇御宇以後、文武天皇御在位

間人也。

從石見国<sup>1</sup>別妻來時、作詞云。

いはみのや高角山のこの間よりわかふる袖をいもみつらんか

妻依羅娘子哥云。

思ふなと君はいふともあはんときいつとしりてか我こひきらん

在石見国<sup>1</sup>臨死之時、自傷哥云。

鴨山のいはねしまけるわれをかもしらすていもかまちつゝあらん

就<sup>2</sup>件作哥等、往年于石見国<sup>1</sup>逐臨死之由所<sup>2</sup>注出也。」<sup>2</sup>

萬葉集第一云。持統天皇幸<sub>二</sub>吉野<sub>一</sub>之時、柿下朝臣人麿作<sub>レ</sub>歌。万葉集左大臣橘諸兄作云々。件人天平宝字元年薨云々。

見れとあかぬよしの、川の常滑のたゆることなく又帰りこむ

右日本記云。三年己丑正月天皇幸<sub>二</sub>吉野宮<sub>一</sub>。八月幸<sub>二</sub>吉野宮<sub>一</sub>。四年庚寅二月幸<sub>二</sub>吉野宮<sub>一</sub>。五月吉野宮。五年

辛卯正月幸<sub>二</sub>吉野宮<sub>一</sub>。四月吉野宮者未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行何日<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>駕作<sub>レ</sub>哥。

持統天皇幸<sub>二</sub>伊勢国<sub>一</sub>之時、留<sub>レ</sub>京人麿作<sub>レ</sub>哥云。獻<sub>二</sub>泊瀬皇女<sub>一</sub>。今案若忍壁皇子歟。天武天皇王子也。慶雲二年五月薨。系圖云長谷申皇子者天武天皇女也。

をみのうらにふなのもすらんをとめらか玉ものすそに塩みつらんか

木工頭權從五位上紀朝臣貫之 先祖不見』<sub>27</sub>

さくらちる木の下かせは寒からて空にしられぬ雪を降ける

おもひかねいもかりゆけは冬のよの川かせさむみ千鳥鳴也

延喜六年二月任<sub>二</sub>越前守權少將<sub>一</sub>御書所預。同七年二月任<sub>二</sub>内膳典膳<sub>一</sub>。与宮道潔與相替。同十年二月任<sub>二</sub>少内記<sub>一</sub>。十三年

任<sub>二</sub>大内記<sub>一</sub>。同十七年正月七日叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。同月任<sub>二</sub>加賀介<sub>一</sub>。同十八年二月任<sub>二</sub>美濃介<sub>一</sub>。延長元年六月任<sub>二</sub>大

監物。同七年九月任<sub>二</sub>右京亮<sub>一</sub>。同八年正月任<sub>二</sub>土左守<sub>一</sub>。天慶三年任<sub>二</sub>玄蕃頭<sub>一</sub>。同六年正月七日叙<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>。

同八年三月任<sub>二</sub>木工權頭<sub>一</sub>。九年月日卒。

散位凡河内宿祢躬恒 先祖不見

私曰此哥古今素性哥也尤不審  
山高み雲井にみゆるさくら花心の行ておらぬ日そなき』<sub>3+</sub>

我やとの花見かてらにくる人はちりなん後そ恋しかるへき

寛平六年二月廿八日任<sub>二</sub>甲斐権少目。延喜七年正月十三日任<sub>二</sub>丹波権少目。御厨子所。同十一年正月十三日任<sub>二</sub>和泉権掾。

延喜四年大井河行幸和哥署所、注<sub>二</sub>散位凡河内躬恒。件日、題九讀人六人毎、題各一首。但躬恒除<sub>二</sub>鶴江立

之外毎、題献<sub>二</sub>二首。奥又副<sub>二</sub>一首也。依<sub>二</sub>哥多<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>書。

後撰和哥集才十五卷云。淡路掾秩滿帰都之由見<sub>二</sub>右哥<sub>一</sub>。云。

ひきうへし人はむへこそおひにけり<sub>れ</sub>松もこたかく成にけるかな

其詞云。淡路掾任滿上之時、兼輔卿粟田山庄にて讀云々。』<sub>3ウ</sub>

伊勢前大和守從五位上藤原繼蔭女也。繼蔭元伊勢守。

人しれすたえなましかはわひつゝもなきなそとたにいほまし物を

三輪の山いかに待みん年ふともたつぬる人にあらしとおもへは

寛平御時更衣云々。雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>見<sub>所</sub>皆是兒女子之説也。但寛平末年誕<sub>生</sub>皇子<sub>二</sub>之由見<sub>二</sub>家集<sub>一</sub>。七条后宮人云々。

誕生皇子ヲハ桂ニソ置テ養ケル。伊勢ハ后宮ト仕シテ夙夜シケルニ、雨降日恋<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>氣色ヲ后宮御覽して

被仰。

月の内のかつらの人をこふとてや雨になみたのふるそはるらむ

桂宮<sub>子内親王</sub>御返し<sub>宇多天皇女。母仲野親王女。</sub>天慶八年四月廿八日薨。号桂宮。

久かたの中におひたる里なればひかりをのみそたのむへらなる

皇子及<sub>二</sub>八歳<sub>一</sub>薨者<sub>件皇子誕生</sub>七条宮立后之間歎。』<sub>4</sub>家集之誤也。不<sub>レ</sub>慥歎。

東七条后藤温子

十月六日入内九日為女御。寬平九年七月  
仁和四年・廿六日・為皇夫人。延元五年五  
廿六日

月出家。七年六月崩。年三十六。昭宣公才

三女。

承平四年<sup>甲</sup>三月廿六日、皇太后穩子五十御賀御屏風伊勢獻<sup>二</sup>和哥<sup>一</sup>。

今案、亭子院醍醐朱雀三代間人也。

中納言從三位兼行春宮大夫大伴宿祢家持

さをしかの朝たつをの、秋そのに玉とみるまてをける白露

まきもくのひはらもいまたくもらねは小松か原にあわ雪そふる

天平年任<sup>(平)</sup>内舍人。同十七年正月授<sup>二</sup>從五位下<sup>一</sup>。同<sup>レ</sup>十八年三月任<sup>二</sup>宮内少輔<sup>一</sup>。同六月任<sup>二</sup>越中守<sup>一</sup>。同廿一

年四月叙<sup>二</sup>從五位上<sup>一</sup>。天平勝宝二年四月任<sup>二</sup>兵部少輔<sup>一</sup>。同十一月為<sup>二</sup>山陰道使<sup>一</sup>。天平宝字二年正月任<sup>二</sup>因幡守<sup>一</sup>。

同六年正月任<sup>二</sup>治部大輔<sup>一</sup>。同八年正月任<sup>二</sup>薩戶守<sup>一</sup>。神護景雲元年任<sup>二</sup>大宰少貳<sup>一</sup>。同四年六月任<sup>二</sup>民部少輔<sup>一</sup>。九

月任<sup>二</sup>左中弁<sup>一</sup>兼<sup>二</sup>中務大輔<sup>一</sup>。宝龜元年十月叙<sup>二</sup>正五位下<sup>一</sup>。同二年十一月叙<sup>二</sup>正五位上<sup>一</sup>。三年二月任<sup>二</sup>式部權大

輔。五年三月相模守。同九年任<sup>(平)</sup>左京大夫。六年十一月任<sup>二</sup>左衛門督<sup>一</sup>。七年三月任<sup>二</sup>伊勢守<sup>一</sup>。八年正月叙<sup>二</sup>從

四位上。九年正月叙<sup>二</sup>正四位下<sup>一</sup>。十一年二月任<sup>二</sup>參議<sup>一</sup>。同九月兼<sup>二</sup>右大弁<sup>一</sup>。天應元年四月兼<sup>二</sup>春宮大夫<sup>一</sup>。五

月四日任<sup>二</sup>左大弁<sup>一</sup>。如元。八月為<sup>二</sup>左大弁春宮大夫<sup>一</sup>。先<sup>レ</sup>是遭母喪解任。十一月十三日叙<sup>二</sup>從三位<sup>一</sup>。延曆元閏

正月坐<sup>二</sup>氷上河繼反事<sup>一</sup>免移<sup>二</sup>京外<sup>一</sup>。四月有<sup>レ</sup>詔宥<sup>二</sup>罪復<sup>一</sup>參議春宮大夫。同六月以<sup>二</sup>本官<sup>一</sup>出為<sup>二</sup>陸奥出羽按察

使鎮守府將軍。在任無<sup>レ</sup>幾七月十九日拜<sup>二</sup>中納言<sup>一</sup>。春宮大夫三年二月任<sup>二</sup>持節征夷將軍<sup>一</sup>。四年八月薨。

如故。

後廿餘日其骸未葬。大伴繼人竹良等、射殺中納言藤原種繼一事發覺下獄。按驗之事連家持等。由是追除名其息永主等一並處注2。

山邊宿祢赤人 先祖不見 』57

あすからはわかなつまんとしめしのにきのふもけふも雪はふりつゝ

故万葉集云。神龜元年甲子冬十月五日辛紀伊國時、作三哥三首。

わかのうちらに塩みちくれはかたをなみ芦へをさして田鶴鳴わたる

国史云。神龜元年冬十月辛天皇幸紀伊國。癸巳行至那賀郡玉垣勾頓宮。甲午至海部郡玉津嶋頓宮。留

十有餘月。從鶴百寮六位已下至三伴部賜祿。詔曰、改弱濱名為三明光浦。

古万葉集云。神龜三年秋九月辛于播磨國印南郡時、作哥從鶴。其哥曰。

いなみのゝあさちをしなみさぬるよのけさからあすはいへしゝのはる

国史云。神龜三年九月被定造頓宮司并装束<sup>オ</sup>司等。為將幸播磨國印南野也。冬十月辛<sup>注3</sup>行<sup>家</sup>

幸播廣國印南野。至<sup>マ</sup>甲寅印南野邑美頓宮。辛酉、從鶴人及播廣國郡司百姓等、供奉行在所者、授位

賜祿、各有差。

古万葉集云。天平八年夏六月辛于芳野離宮時、應詔作哥云。

神代よりよしのゝみやにありかよひ高<sup>(一字空白)</sup>れるは山川<sup>(マ)</sup>とよみ

国史云。天平八年夏六月乙亥行幸芳野離宮。秋七月丁亥詔賜三芳野監<sup>マ</sup>乃例進百姓物。庚寅車駕還宮。

藏人頭從四位上行右近衛權中將在原朝臣業平

彈正尹阿保親王五男母伊豆内親王<sup>67</sup>

世の中にたえてさくらのなかりせは春の心はのとけからまし  
月やあらぬ春やむかしの春ならぬわか身ひとつの身にして

承和十四年正月日補藏人。同年任左近衛將監。嘉祥三年正月七日叙從五位下。貞觀四年正月七日叙

從五位上。五年二月任左兵衛權佐。六年三月任右近衛權少將。七年三月任右馬頭。十一年正月七日

叙正五位下。十五年正月七日叙從四位下。十九年正月任右近衛權中將。元慶元年十一月廿一日叙從

四位上。二年正月兼相模守。三年十月補藏人頭。四年正月廿八年卒。<sup>76</sup>

国史云。貞觀十四年四月十七日、勅遣正五位下行右馬頭在原業平向鴻臚館<sup>注4</sup>、勞問渤海客<sup>上</sup>。77

大和物語云。水尾天皇御時、右大弁云々娘女御并御息所、天皇御遁  
世之後、在中將室と通也。

皇后高子行啓大原野之日、中將詠哥云。  
オハラヤラシホノ山モケフヨリハ神代ノコトモ思ヒイツラメ

僧正遍昭 大納言正三位良峯安世男。俗名宗貞。

未の露もとの雫や世の中のをくれ先たつ例なるらん

○ たらねは承和十一年正月補藏人。<sup>廿九才</sup>十二年正月七日叙從五位下。同十一日任左衛門督<sup>右兵衛 佐</sup>。十三年正月十三日兼備前

かゝれとて  
の我もむは玉介。同日任左近衛少將。嘉祥二年正月補藏人頭。<sup>廿四才</sup>同三年正月七日叙從五位上。同三月廿一日帝  
みをなてす  
やありけん崩。庚子定御葬諸司、為装束司。丙午出家為僧。先皇寵臣也。先皇崩後哀慕無已、自歸佛理以求

報<sub>レ</sub>恩。時人愍。元慶三年任<sub>二</sub>權僧正<sub>一</sub>。天台宗。年六十五。仁和元年十月廿三日轉<sub>レ</sub>任僧正。十二月十八日於<sub>二</sub>仁壽殿<sub>一</sub>。

賜<sub>二</sub>七十賀<sub>一</sub>。太政大臣左右大臣預<sub>二</sub>其座<sub>一</sub>。寬平二年正月十九日卒。時年七十六。于<sub>レ</sub>時為<sub>二</sub>元慶寺座主<sub>一</sub>。故

号<sub>二</sub>花山僧正<sub>一</sub>。

生年弘仁六年歿

国史云。貞觀十一年二月廿六日甲寅、延六十僧於<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>限三日轉<sub>レ</sub>誦大般若經。詔授<sub>二</sub>僧遍昭法眼和尚位<sub>一</sub>。

雜類略説云。僧正遍昭仁和二年三月十四日賜<sub>二</sub>食邑百戸<sub>一</sub>、聽<sub>二</sub>駕<sub>一</sub>輦出<sub>二</sub>入宮内<sub>一</sub>。

素性法師 左近少將良峯宗貞男。

今こんといひしはかりになか月の有明の月を待いてつるかな

みわたせは柳さくらをこきませてみやこそ春のにしき成ける」8オ

みてのみや人にかたらん桜はな手ことに折て家つとにせん

寬平八年閏正月行<sub>二</sub>幸雲林院<sub>一</sub>之日、大納言源朝臣奉<sub>レ</sub>勅宣命。留性<sup>由歟</sup>大法師為<sub>二</sub>權大律師<sub>一</sub>、弘延素性兩法師

施<sub>二</sub>度者一人<sub>一</sub>。共起稽首擧<sub>レ</sub>聲歡喜。

昌泰元年宮瀧遊覽記云。号曰<sub>二</sub>良因朝臣<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>住所之各<sub>一</sub>。(マ)石上寺良因院也。数日前駈問獻和歌。免<sub>レ</sub>暇歸<sub>二</sub>寺日給<sub>二</sub>御

衣御馬。數盃之後、兼茂恩賜着<sub>二</sub>御衣<sub>一</sub>、騎<sub>二</sub>御馬<sub>一</sub>直向<sub>二</sub>山者<sub>一</sub>。(マ)

○於<sub>二</sub>襲芳舍書<sub>一</sub>延喜六年二月廿六日御記云。於<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>書<sub>二</sub>御屏風<sub>一</sub>。左近中将定方給<sub>レ</sub>酒獻<sub>レ</sub>歌。即給<sub>二</sub>祿赤絹御衣御馬等<sub>一</sub>。

御屏風同九年十月二日也。御記云

大内記紀朝臣友則 先祖

左兵衛督敏行傳云。紀大納言「<sup>87</sup>末葉云々。紀大納言者近江国滋賀郡小関山在道場。号藤尾寺。件地大納言封地也。

秋かせにはつかりかねそぎこゆなりたか玉章をかけてきつらん

夕されはさほの河原の河霧に友まとはせる千とりなくなり

寛平九年正月十一日任<sup>三</sup>土左掾。同十年正月廿九日任<sup>三</sup>少内記。延木四年七月廿五日任<sup>三</sup>大内記。

古今和歌集云。依<sup>三</sup>惟喬親王詠<sup>二</sup>集<sup>一</sup> 父歟 <sup>注5</sup>之哥。別副云、一首送<sup>三</sup>彼親王<sup>一</sup>。是以案、可<sup>レ</sup>謂<sup>三</sup>友則<sup>一</sup> <sup>父歟</sup> <sup>注6</sup>哥人<sup>一</sup>

歟。惟喬親王貞観十四年二月十四日寢治病。頃出家為沙弥。年二月廿二日薨。其哥云。

ことならはこのと葉さへもきえなゝんみればなみたのたきまさりけり

本院大臣言談之次、於<sup>三</sup>無官<sup>一</sup>送<sup>三</sup>卅年<sup>一</sup>之由歎和哥云。

はるくとかすはまとはすありながら花さかぬ木をなにそへけん 9オ

大臣返

いまゝてになとかかははなのさかすしてよそとせあまりとしきりはする

イ本 依<sup>三</sup>如<sup>一</sup>此。一案、之、生年仁和 <sup>齋歟</sup> <sup>注7</sup> 衡比歟。

猿丸大夫

遠近のたつきもしらぬ山中におほつかなくもよふことりかな

おく山に紅葉ふみわけ鳴しかの声きく時そあきはかなしき

不知<sup>三</sup>何代人<sup>一</sup>。但古今和歌集序。大伴黒主之處注<sup>三</sup>古猿丸大夫次<sup>一</sup>也。付<sup>三</sup>件文<sup>一</sup>以案、之、黒主仁和初猷<sup>三</sup>

大嘗會和哥之由見<sub>レ</sub>彼集。而當<sub>レ</sub>昔稱<sub>レ</sub>古、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>上古人。哥云。

あふみのやかゝみ山<sub>(マ)</sub>をたてたれはかねてそみゆる君か千とせは』<sub>97</sub>

仍雖<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>件人歌於万葉集<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>所見。若是異名歟。若將假<sub>レ</sub>他名<sub>二</sub>入<sub>レ</sub>彼集<sub>二</sub>歟。往代之事暗以難<sub>レ</sub>決。而臨<sub>レ</sub>

延喜御宇<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>撰<sub>レ</sub>古今和哥集<sub>二</sub>之日、件大夫哥多載<sub>レ</sub>彼集。是以廻<sub>レ</sub>私案<sub>二</sub>、件太夫若撰<sub>レ</sub>万葉集<sub>二</sub>之後元慶以往之比人歟。

小野小町<sub>承和。人歟。</sub>別傳云<sub>。篋</sub>。中女也相違

色みえてうつろふものは世中の人の心のはなにそ有ける

おもひつゝぬれはや人のみえつらん夢としりせは覺さらましを

古今和哥集雜下云。文屋康秀參河掾に成て、あかたみにはえ出たゝしやといへりける返事によめる

侘ぬれは身をうき草のねをたえてさそふ水あらはいなんとそ思<sub>107</sub>

遍昭僧正集云。遍昭出家之後參<sub>レ</sub>詣<sub>レ</sub>長谷寺、小野小町送<sub>レ</sub>和哥。

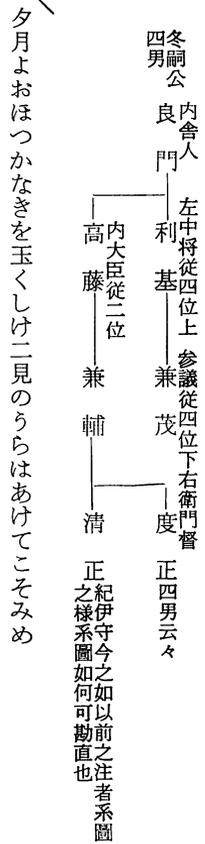
いはのうへにたひねをすれはいとさむし苔の衣もを我にかざなん<sub>(マ)</sub>

遍昭返

山ふしの苔の衣はたゝひとへかさねはうとしいさ<sub>ふたり</sub>ひとりねん<sub>107</sub>

中納言從三位兼行右衛門督藤原兼輔<sub>左近中将從四位上</sub>

利基六男。



寛平九年七月昇殿。本宮。十年正月任三讀岐掾一

醍醐天皇才一輩明親主母更衣入内之時兼輔以詠哥云 人のおやの心はやみにあらねとも。子を思ふふみちにまとひぬるかな

四月八日昇殿。昌泰四年二月任三左衛門少尉。延喜二年正月七日叙三從五位下〔107〕。殿上〔朱〕。二月廿一日昇殿。

三年正月任三内藏助。六年正月七日叙三從五位上。助如元。七年二月兼三右兵衛佐。十年正月廿七日補三藏人二任三

右衛門佐。助如元。十三年正月任三右近少將。助如元。十四年正月兼三近江介。十五年正月七日叙三正五位下。外衛近衛。

十六年三月兼三内藏權頭。十七年正月兼三内藏頭。八月廿八日補三藏人頭。十一月十七日叙三從四位下。卅一。

同廿三日補三藏人頭。如故。十九年正月兼三備前守。同月任三左近衛權中將。内藏頭中將。廿一年正月任三參議。如故。同

二月七日昇殿。廿二年正月七日叙三從四位上。延長二年二月一日兼三近江權守。五年正月十二日叙三從三位

任三中納言。同四月廿九日昇殿。八年十二月兼三右衛門督。承平三年二月十八日薨。時年〔時年〕五十七。

号堤中納言。延長八年二月廿九日式部卿敦慶親王薨。兼輔卿向彼旧宅見花詠哥。〔11〕

さぎにほひかせまつほとの花みれば人のよゝりはひさしかりけり  
 三条右大臣返

はるくのはなはちるとも咲ぬへしましたあひかたき人のよはうき

中納言從三位藤原朝臣朝忠 右大臣定方卿五男。母中納言山陰卿女。從五位下親光。

從二位右大臣

冬 嗣——良 門——高 藤——定 方——朝 忠

勸修寺始 左大將 母山城国宇治郡大領宮道祢益女也後為正五位下 宮内大甫彼家池と勸修寺也

あふ事のたえてしなくは中ノくに人をも身をもうらみさらまし

萬代のはしめとけふを祝を本ノマヤきていま行末を神やまもらん

延長十七年十月廿四日昇殿。延長二年任右近衛將監。三年補東宮藏人。四年正月七日叙從五位下。

東宮御 給。五年十一月任侍從。八年九月廿二日昇殿。東宮。十一月十一日補藏人。九年三月任右兵衛佐。

承平五年二月任左近權少將。六年正月七日叙從五位上。同月兼播磨權介。天慶四年正月七日叙正五位下。

三月兼丹波介。六年正月七日叙從四位下。同月十四日昇殿。二月任内藏頭。九年二月任近江守。

十一月十九日叙從四位上。悠紀。天曆二年三月九日昇殿。五年正月任左近衛中將。六年正月兼伊勢權

守。十二月任參木。七年正月兼備前守。八年正月任大宰大貳。三月辭大貳。十年正月叙正四位下。同

月兼讚岐守。同二月七日昇殿。天德元年四月任右衛門督。五月為檢非違使別當。二年正月兼備中權守。

四年正月兼伊与權守。應和元年十二月二日叙從三位。造營行事。同月十六日昇殿。三年九月任中納言。

督別當 如故。同十月廿八日昇殿。康保二年十一月依病辭督并別當。三年十二月二日薨。時年五十八。号土御門中納言。

權中納言從三位藤原朝臣敦忠 左大臣時平公三男。母左衛門佐在原棟梁女。

あひみての後のころにくらふればむかしは物をおもはさりけり

延木十七年二月十五日昇殿。年十三。同廿一年正月廿五日叙<sub>三</sub>從五位下。十六。於<sub>三</sub>殿上<sub>二</sub>加<sub>三</sub>元服。童名。廿二年二月十七日昇殿。廿三年正任<sub>三</sub>侍從。(A)延長六年正月七日叙<sub>三</sub>從五位上<sub>二</sub>。殿上。六月任<sub>三</sub>左兵衛佐<sub>二</sub>。八年九月廿二日昇殿。十二月任<sub>三</sub>右衛門佐<sub>二</sub>。九月三日任<sub>三</sub>左近衛少將<sub>二</sub>。承平二年十一月十六日叙<sub>三</sub>正五位下<sub>二</sub>。中宮御給。四年正月七日叙<sub>三</sub>從四位下<sub>二</sub>。同月十二日昇殿。十二月任<sub>三</sub>權中將<sub>二</sub>。五年三月八日補<sub>三</sub>藏人頭<sub>二</sub>。六年正月兼<sub>三</sub>近江權守<sub>二</sub>。播磨。○守。天慶二年正月七日叙<sub>三</sub>從四位上<sub>二</sub>。八月任<sub>三</sub>參議<sub>二</sub>。中將如故。同十月廿六日昇殿。四年十二月兼<sub>三</sub>近江權守<sub>二</sub>。五年三月廿九日叙<sub>三</sub>從三位<sub>二</sub>。任<sub>三</sub>權中納言<sub>二</sub>。三十七。六年三月七日薨。年卅八。号<sub>三</sub>本院中納言<sub>二</sub>。

從五位上守右近衛少將兼備後權介藤原朝臣高光

九条右府師輔八男。母延木内親王雅子。

春過てちりはてにける梅の花たゝかはかりそ枝にのこれる

みても又まともみまくのほしかりし花のさかりにすぎやしぬらん

天曆二年八月十七日昇殿。九年十一月廿二日叙<sub>三</sub>從五位下<sub>二</sub>。中宮御給。十年三月任侍從。天德二年正月十九日

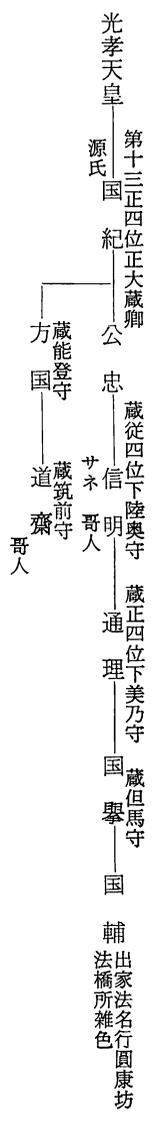
昇殿。同七月任<sub>三</sub>左衛門佐<sub>二</sub>。四年正月任<sub>三</sub>右近衛少將<sub>二</sub>。五年正月七日叙<sub>三</sub>從五位上<sub>二</sub>。同月兼<sub>三</sub>備後權介<sub>二</sub>。應和

元年十二月四日到<sub>三</sub>横川<sub>二</sub>入道。号多武筆少將此名如元。卒年不詳。同二年十月一日、令<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>。伊尹朝臣得度者右近少將高光

并相從者二人之由。康保二年三月十九日、前右近少將高光賜<sub>三</sub>臨時度者二人<sub>二</sub>。名籍又作<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>高光授戒<sub>二</sub>

之上。已上御記。

從四位下源朝臣公忠



ゆきやられて山路くらしつ郭公今ひとこゑのきかまほしさに  
よろつ代はなをこそあかね君かためいのる心のかきりなければ

延木十一年<sup>(マ)</sup>廿二日昇殿。廿四。十三年四月任<sub>三</sub>掃部助。十五年正月十九日昇殿。十八年三月十七日補<sub>三</sub>藏人。年卅一。十九年二月兼<sub>三</sub>近江權少掾。廿一年三月任<sub>三</sub>修理權亮。延長三年正月<sup>13ウ</sup>七日叙<sub>三</sub>從五位下。

藏人以方。三年六月任<sub>三</sub>内藏權助。六年正月任<sub>三</sub>民部少輔。五月十日補<sub>三</sub>藏人。七年正月任<sub>三</sub>右少弁。八年九月本官如故。十一月十八日更補<sub>三</sub>藏人。承平二年正月七日叙<sub>三</sub>從五位上。三年正月兼<sub>三</sub>山城守。十月停<sub>三</sub>藏人。依昇賀也。

轉<sub>三</sub>任權右中辨。山城守如故。六年正月七日叙<sub>三</sub>正五位下。七年正月辭<sub>三</sub>五位藏人。以<sub>三</sub>男信明補<sub>三</sub>藏人。即昇殿。九月任<sub>三</sub>右中弁。八年正月七日叙<sub>三</sub>從四位下。五月三日昇殿。天慶三年三月任<sub>三</sub>太宰大貳。不赴。五月六日昇殿。四年三月任<sub>三</sub>近江守。四月十一日昇殿。六年二月兼<sub>三</sub>右大弁。八年依<sub>三</sub>病辭<sub>三</sub>弁。九年卒。年五十九。仁

和四年 井弁。 戊申生。号滋

右衛門府生壬生直忠岑 先祖不見 14オ

有明のつれなくみえしわかれよりあかつきはかりうきものはなし  
春たつといふはかりにやみよしのゝ山もかすみて今朝はみゆらむ  
時しもあれ焮やは人のわかるへきあるをみるたに恋しきものを

大和物語云。和泉大將定国被<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>左大臣亭<sub>一</sub>之夜、壬生忠峯參<sub>二</sub>御供<sub>一</sub>於<sub>二</sub>階下<sub>一</sub>詠<sub>レ</sub>哥云。  
かさゝきのわたせるはしの霜の上をよはにふみわけことさらにこそ

從四位上徽子女王 三品式部卿重明親王女。  
母眞信公二女。

ことのねにみねのまつかせかよふらしいつれのをよりしらへそめけん  
かつみつゝ影はなれ行水の面にかく数ならぬみをいかにせむ

承平六年九月十二日卜定。八歳。為<sub>二</sub>齋宮<sub>一</sub>。天慶八年正月十九日遭<sub>二</sub>母氏喪<sub>一</sub>。同七月十六日退出。天曆元年正月入内。』<sup>14</sup> 年十九。五年正月廿三日内宴、叙<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>。女御。應和二年正月八日叙<sub>二</sub>從四位上<sub>一</sub>。寛和元年卒。年五十七或五。  
号齋宮女御。

祭主從四位下行神祇大副大中臣朝臣頼基 遠江守從五位下。岡良男。

一ふしにちよをこめたる杖なればつくともつきし君かよはひは

延<sub>二</sub>延<sub>一</sub>元年六月任<sub>二</sub>神祇少祐<sub>一</sub>。宇多院被申。五年正月轉<sub>二</sub>權大祐<sub>一</sub>。承平三年正月轉<sub>二</sub>任權小副<sub>一</sub>。天慶二年十月七日任<sub>二</sub>

祭主。同四年正月七日叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。祭主勞。八年正月七日叙<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>。十月任<sub>二</sub>大副<sub>一</sub>。九年十一月十四日叙<sub>二</sub>

正五位下。天曆五年正月七日叙<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>。天徳二年卒。

天曆十年五月十一日大外記御船船宿祢傳説勘文云。雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>氏五位<sub>一</sub>依<sub>二</sub>非<sub>一</sub>神祇官人、以<sub>二</sub>六位官人<sub>一</sub>補<sub>二</sub>祭主<sub>一</sub>。

天慶二年七月<sup>開イ</sup> 15<sup>オ</sup> 二日祭主<sup>奥イ</sup> 奥檢<sub>二</sub>二件年曆名帳<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>完<sup>マクニキ</sup>行朝臣。為<sub>二</sub>下野守<sub>一</sub>未<sub>二</sub>入京<sub>一</sub>。  
生卒。寛イ

從四位上行右兵衛督藤原朝臣敏行陸奥出羽按察使富士磨一男。母刑部卿紀名虎女。

心からはなのしづくにそほちつゝくひすとのみとりのなくらん

住よしのきしによる浪よるさへや夢の通路人めよくらん

久かたの雲の上にてみる菊はあまつほしとそあやまたれける

貞觀八年正月任少内記。十二年二月任大内記。十三正月補藏人。十五年正月七日叙從五位下。同月任

出羽介。八月任中務少輔。十六年正月任大宰少貳。十七年正月圖書頭。元慶二年正月任因幡守。三年八

月任右兵衛權佐。六年正月七日叙從五位上。仁和15任左近衛少將。四年正月兼備前權介。十一月

補藏人。寬平四年正月七日叙正五位下。五年六月兼同介。六年二月任權中將。四月兼春宮大進。七年

三月轉兼權亮。如故。十月補藏人頭。十一月轉亮。八年正月叙從四位下。四月依病辭藏人頭。九年

正月兼近江權守。七月十三日叙從四位上。坊官家傳云昌泰四年卒云々。

大織冠一男南家 參木從三位 從五位上 從四位上 從四位上 五位藏人 正四位下

武智磨 巨勢磨 真作 村 田 富士磨 敏行 伊 衡 頭從四位上 參木

左大臣正二位 能書 左衛門督

散位從五位下源朝臣重之參木兼忠三男。實者從五位下兼信男。為伯父子。

清和天皇

第四品 貞元親王 兼 四位參木治部卿 四位皇太后大夫宮 母參木仲稼女 母昭宣公女 忠 能 正16才

五位 兼 信 重 相模守 或云 兼忠男

かせをいたみ岩うつ浪のをのれのみくたけて物をおもふころ哉

康保四年十月任<sub>三</sub>左近衛権将監。前坊帯 刀長。同月任<sub>三</sub>右近将監。兄能正朝臣 依為右少将也。安和元年十一月廿七日叙<sub>三</sub>從五位

下。府上臈 讓。二年正月任<sub>三</sub>相模権介。天延三年正月任<sub>三</sub>左馬助。貞元々年七月任<sub>三</sub>相模権守。長保年月於<sub>三</sub>陸奥

国<sub>二</sub>卒。或説云。実方中将為守之時為送下向云々。

正四位下行右京大夫源朝臣宗子。式部卿本康親王 一男。仁明天皇孫歿。

常磐なる松のみとりも春くれはいまひとしほのいろまさりけり

山さとは冬そさひしさまさりける人めも草もかれぬとおもへは

寛平六年正月七日叙<sub>三</sub>從四位下。王氏。改姓為臣。八年正月任<sub>三</sub>丹波権守。九年十一月廿三日叙<sub>三</sub>從四位上。

主基 賞。延木四年<sub>レ</sub>二月任<sub>三</sub>攝津権守。五年正月任<sub>三</sub>兵部大輔。八年正月任<sub>三</sub>右馬頭。十年兼<sub>三</sub>参河権守。十五

年六月任<sub>三</sub>相模守。延長三年十月任<sub>三</sub>信濃権守。承平二年八月任<sub>三</sub>伊勢権守。三年十月任<sub>三</sub>右京大夫。天慶二

年正月七日叙<sub>三</sub>正四位下。同年と月卒。

散位從四位下源朝臣信明すけあき前右大弁公忠朝臣一男。

あたらよの月と花とをおなしくはあはれしれらん人にみせはや

恋しさはおなしこころにあらすともこよひの月を君みさらめや

承平七年正月十六日補<sub>三</sub>藏人。父公忠朝臣辞 五位藏人中補之。八年三月任<sub>三</sub>左衛門権少尉。同四月一日如<sub>レ</sub>舊為<sub>三</sub>藏人。天慶

二年二月任<sub>三</sub>式部少丞。四年三月任<sub>三</sub>大丞。五年三月廿九日叙<sub>三</sub>從五位下。藏人 任若狭守。十年二月任<sub>三</sub>備

後守。天曆二年正月十日<sup>17</sup>叙<sup>17</sup>從五位上。治國。七年正月任<sup>17</sup>信濃守。天德二年正月任<sup>17</sup>越後守。不赴。四年正月七日叙<sup>17</sup>正五位下。治國。應和元年十月任<sup>17</sup>陸奥守。安和元年十二月五日叙<sup>17</sup>從四位下。治國。天祿元年月日卒。年六十三。延木八年。

從五位上行紀伊守藤原朝臣清正 中納言兼輔 戊辰生。二男。

子日してしめつるのへのひめ小まつひかてや千世のかけをまたまし  
あまつかせふけ井の浦にゐるたつのか雲井にかへらさるへき

延長八年十一月廿二日叙<sup>17</sup>從五位下。陽成院御給。承平四年閏正月任<sup>17</sup>紀伊權介。天慶五年任<sup>17</sup>備後權守。九年四

月昇殿。本宮。七月任<sup>17</sup>右兵衛權佐。天曆元年十二月補<sup>17</sup>藏人。二年正月七日叙<sup>17</sup>從五位上。二月兼<sup>17</sup>院長官。

五月兼<sup>17</sup>修理<sup>17</sup>權亮。管長官。四年二月任<sup>17</sup>近江介。三月昇殿。八年三月延<sup>17</sup>任一年。同九年十月任<sup>17</sup>右近衛

少將。十年正月任<sup>17</sup>紀伊守。十月八日昇殿。天德二年七月卒。

從五位上行能登守源朝臣順 <sup>(朱)允</sup>左馬<sup>②</sup>擊二男。右京大夫從四位上至朝臣孫。

嵯峨歟 正三位 右大將

弘仁天皇——定——至——擧——順  
大納言

わかやとのかきねや春をへたつらん夏きにけりと見ゆる卯のはな  
水の面にてる月なみをかそふれはこよひそ秋の最中成けり

(朱)

天曆七年十月補ニ文章生。十年正月任ニ勘解由判官。應和二年正月任ニ民部少丞。次補ニ東宮藏人。三年正月任ニ大丞。康保元年二月七日叙ニ從五位下。省勞。同月任ニ下総權守。四年正月任ニ和泉守。天延二年十一月廿五日叙ニ從五位上。治國。天元二年正月任ニ能登守。永觀元年と月卒。年七十三。

藤原興風 參議濱成曾孫。道成孫。

誰をかもしる人にせん高砂のまつもむかしの友ならなくに

きみこふるなみたのところにみちぬれば身はつくしとそわれは成ける

昌泰三年正月十一日任ニ相模掾。延木二年二月廿三日任ニ治部少丞。四年正月廿五日任ニ上野權大掾。師尚相替。高階。十四年四月十二日任ニ下総權大掾。清和院籍。

肥後守從五位上清原真人元輔

内匠允深養父孫。從五位下行下總守泰光一男。母從五位上筑前守高向利生女。

秋野の萩のにしきを我かやとに鹿の音なから移してしかな  
契きな形見に袖をしほりつゝ末のまつ山波こさしとは』<sup>18ッ</sup>

天曆五年正月任ニ河内權掾。校書殿勞。應和元年三月任ニ少監物。藏人所勞。二年正月任ニ中監物。康保三年

正月任ニ大藏少丞。四年十月任ニ民部少丞。卿在衡卿。十二月轉ニ大丞。安和二年九月廿一日叙ニ從五位下。省

勞。十月任ニ阿波權守。天延二年正月任ニ周防守。八月兼鑄錢長官。天元と年三月十九日叙ニ從五位上。

造藥師寺 廊功。寛和二年正月任ニ肥後守。永祚二年六月卒。年八十三。

從五位下行加賀介坂上宿禰是則 先祖不見

美よしのゝ山のしら雪つもるらし故郷さむくなりまさるなり

延喜八年正月任<sub>二</sub>大和権少掾<sub>一</sub>。御書所勞。同八月廿八日轉<sub>二</sub>大掾<sub>一</sub>。復任。十二年三月任<sub>二</sub>少監物<sub>一</sub>。十五年二月

轉<sub>二</sub>中監物<sub>一</sub>。19オ 十七年正月任<sub>二</sub>少内記<sub>一</sub>。延長二年正月七日叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。局勞。同月任<sub>二</sub>加賀介<sub>一</sub>。卒 年不詳。

從五位下行丹波介藤原朝臣元真 甲斐守 從五位下清邦二男。

年ことの春わかれをあはれともひとにわかるゝ人そしりける

承平五年二月任<sub>二</sub>加賀掾<sub>一</sub>。氏院。天慶三年十二月任<sub>二</sub>支蕃少允<sub>一</sub>。八年十月轉<sub>二</sub>大允<sub>一</sub>。天曆六年任<sub>二</sub>修理少進<sub>一</sub>。天

德五年正月七日叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。諸司。康保三年正月廿七日任<sub>二</sub>丹波介<sub>一</sub>。

小大君

七夕にかしつとおもひしあふ事をよそ(マ)のなき名の立にけるかな』  
19ウ

いは橋のよるのちきりもたえぬへしあくるわひしきかつらぎの神

三条院儲圍時女藏人也。

散位從五位下藤原朝臣仲文 國敏 從五位上行信乃守  
公葛二男。

おもひしる人にみせはや終夜我床なつにをきるたるつゆ

有明の月のひかりをまつほとにわかよのるたく更にけるかな

天曆元年補<sub>二</sub>東宮藏人<sub>一</sub>。天德二年壬七月任<sub>二</sub>内匠頭<sub>一</sub>。御給。康保四年五月廿五日補<sub>二</sub>藏人<sub>一</sub>。踐祚 日。十月十一日

叙<sub>三</sub>從五位下。藏人勞。同月任<sub>三</sub>加賀權守。五年正月任<sub>三</sub>伊賀守。天祿四年二月七日叙<sub>三</sub>從五位上。治國。貞元二年正月任<sub>三</sub>上野介。八月二日叙<sub>三</sub>正五位下。造大。垣功。正曆三年二月卒。七十。延長元年癸未生。』20才

祭主正四位下行神祇大副大中臣朝臣能宣神祇大副頼基朝臣男。

千年までかされる松もけふよりは君にひかれて萬代やへん

紅葉せぬときはの山にすむ鹿はをのれなきてや秋をしるらむ

天曆五年正月任<sub>三</sub>讚岐権掾藏人所勞。天德二年閏七月神祇少祐。四年正月轉<sub>三</sub>大祐。應和二年九月轉<sub>三</sub>權少

副。安和元年十二月轉<sub>三</sub>少副。天祿元十月廿日叙<sub>三</sub>從五位下。三年閏二月任<sub>三</sub>少副。同年十一月補<sub>三</sub>祭主。天

延二年十一月廿五日叙<sub>三</sub>從五位上。朔且冬至。祭主賞。貞元二年八月二日叙<sub>三</sub>正五位下。造宮。間御。永觀二年十月十

一日叙<sub>三</sub>從四位下。御即位。御祈賞。寛和元年十月廿日叙<sub>三</sub>從四位上。大嘗會祭主賞。二年十一月十八日叙<sub>三</sub>正四位下。大嘗

會。正曆三年八月九日卒。七十。延長元生。』20才

撰津権大目壬生直忠見右衛門府生忠峯男。字名多と本見字作實字。有所思書見字也。

子日する野邊に小松のなかりせはちよのためしに何をひかまし

やかすとも草はもえなん春日野はた、春の日にませたらなん

小夜ふけてねさめさりせは郭公人つてにこそきくへかりけれ

天曆八年五月御記云。御厨所定外膳部以<sub>三</sub>壬生忠見本名。實字。為<sub>三</sub>定額膳部。天德二年正月廿日任<sub>三</sub>撰津権大目。

前駿河守從五位上平朝臣兼盛從四位上行兵部大輔篤行王之男。母宮道氏。

光孝天皇——是一品式部卿忠——興我王——篤行王——兼盛五位 文兵部大尉

太山いてよはにやたつる郭公あかつぎかけてこゑのきこゆる  
かそふればわか身につもる年月ををくりむかふと何いそくらん

天慶九年五月五日叙從五位下。王氏仁和。天曆四年二月オ任越前權守。年改マカ姓為臣。天德五年五月任

山城介。應和三年四月任大監物。康保三年正月七日叙從五位上。次オ。天元二年八月任駿河守。正曆元年十二月卒。

中務 宇多院才四二品中務卿教慶親王女云々。母伊勢。  
教イ 母高藤大臣女

私云此哥拾遺朝忠哥也如何

うくひすの声なかりせは雪きえぬ山里いかて春をしらまし

秋かせの吹につけてもとはぬかなおきの葉ならば音はしてまし

朱雀院以後円融院御宇間人也。卒年不詳。天元年中源順贈答和歌見三家集。

( 四行分空白 )

』 21ウ

承保二年依左府仰齋院次官盛方注一出之。其時件盛方

日野左衛門權佐六位也  
以三行盛朝臣自筆本一贈左大臣時信被注之。

書

又以三贈左府自筆一信国書写之。

嘉応二年六月廿八日以三前兵部少輔信国本一書写早。

吏部員外郎藤敦綱

曆応四年九月六日。

文和二五と比書之。

泰直筆也

( 三行分空白 )

「  
22才

注1 一字あるいは二字か。二字とすれば「以上」のように読み得るが、なお判読不能。

注2 「流」のように読み得るが、虫損のため判読不能。

注3 「豕」を書き損じたために、見せ消すに改めて傍書したもの。

注4 一字あるいは二字か。「鴻臚館」の「臚」の字形がやや崩れているので、訂正の意味を含めて疑問を傍書したものと推定されるが、判読不能。

注5 「文」あるいは「父」を読めるが、「文」と読んだために疑問を傍書したものと推定される。

注6 注5に同じ。

注7 「井」のように読み得るが、なお判読不能。

注8 二字。「後注」と読み得るが、意味不明。

翻刻した松野陽一氏御所蔵の『三十六人歌仙伝』は、二七・七×一九・七(センチ)の袋綴一冊本で、用紙は楮紙。表紙は薄茶の地に茶で芦、群雁模様を描く。題簽はなく、左上に直接「歌仙傳 全」と外題を書く。丁数二二丁、墨付二二丁で遊紙はない。一丁裏に「哥仙傳」の内題、二二丁表に奥書を持ち、二二丁裏は白紙となる。書写年代は江戸後期と推定されるが、虫損が甚だしく判読不可能な部分もある。

この松野本は、流布本の群書類従第六十五所収本文と対校すると、種々の点で大きく異なり、流布本に対して明らかに異本となる本文を有するものである。そこで、以下松野本本文の特徴を、流布本との比較を中心にして概観したいと思う。

松野本と流布本とを比較するに際しては、先ず管見し得た流布本系伝本内の異同を検して、流布本系本文の実態を把握しておく必要がある。管見の伝本は必ずしも多くないが、類従本を中心にすれば、次に掲げる二本統に細分される。

(A) 類従本系統

(1) 群書類従所収本 (2) 東北大学附属図書館蔵(九二・四四二・一〇二「卅六人集」付載本)<sup>(注1)</sup>

(B) 非類従本系統

(1) 東北大学附属図書館蔵(別置・伊五・四一五)本<sup>(注2)</sup> (2) 名古屋大学附属図書館蔵(W九二・一三三・Sa)本<sup>(注3)</sup> (3) 彰考館蔵

(五・拾八)本<sup>(注4)</sup> (4) 松野陽一氏蔵一本<sup>(注5)</sup>

以上の(A)類従本系統、(B)非類従本系統を区分する基準となるのは、次の三つの顕著な異同箇所である。

①(A)の「(元慶)四年正月兼△備前権介十一月補藏人寛平四年正月七日叙正五位下五年六月兼同介▽六年二月任権中将」(敏行)の記載の△▽内の語句を(B)は欠くこと。

②(B)の「仍重相撰出貫之秀歌十首△中書王撰出人丸秀歌十首▽合之」(奥書)の記載の△▽内の語句を(A)は欠くこと。

③(B)の「本云寿永二年三月十四日記之」(奥書)の年号「寿永」を、(A)は「永寿」とすること。

①、②については本来△▽内の語句が備わっていたと考えるべきであり、各々(B)、(A)の誤脱と思われる、③については「永寿」の年号は存在しないので、(A)の誤謬と認められる。この外、(A)、(B)間で文字一、二字程度の異文になる箇所も数多くあるが、逐一掲出することは省略する。

以上の如く、流布本系諸本内での対立箇所は、相互に補い合うことで誤謬、欠陥を訂し得るので、これらの点を加味した上で、最も流布している類従本を以て松野本と比較することにする。

二

流布本に対する松野本の特徴の第一点として先ず指摘されるのは、流布本よりも概して記事量が多く、詳細で文意の通りやすい本文であり、かつ、各歌人の伝記の前に必ず一首以上の歌を併記することである。この点で特に顕著なのは「人麿」の記事であって、類従本の全文が、

古万葉集云。大宝元年辛<sub>三</sub>紀伊国<sub>二</sub>時作<sub>一</sub>詞。從<sub>三</sub>車駕<sub>二</sub>云々。今案。件行幸日從<sub>三</sub>駕者定<sub>二</sub>叙爵<sub>一</sub>歟。如<sub>三</sub>古今倭詞集序<sub>一</sub>者。注<sub>三</sub>先師柿下<sub>二</sub>夫夫<sub>一</sub>。可<sub>三</sub>謂<sub>二</sub>五位<sub>一</sub>歟。古今金玉集序云。及<sub>三</sub>奈良御宇<sub>一</sub>。和歌大興。彼天皇知<sub>三</sub>食和歌趣<sub>一</sub>歟。同御

時有<sub>三</sub>正三位柿下人丸者。和歌僊也。依<sub>二</sub>件文<sub>一</sub>廻<sub>三</sub>私案。頗可<sub>レ</sub>謂<sub>三</sub>相違。以<sub>三</sub>大同之年<sub>一</sub>号<sub>三</sub>奈良之帝。然而万葉集尋<sub>三</sub>人丸在世之時<sub>一</sub>。天智天皇御宇以後。文武天皇御在位之間人也。何以称<sub>三</sub>奈良之御時人丸哉<sub>一</sub>。正三位之條以不審。

と比較的簡潔な記載であるのに対して、松野本は、このあと更に長い記事が続ぎ、およそ類従本の五倍強の記事量を有するのである。しかも、右に掲げた類従本の全文の部分においても、冒頭の「古万葉集云……従車駕云々」の次に、松野本は「国史云……賜衣衾」として『続日本紀』からの引用を載せるといった如く、委曲を尽くした記載になっている。また、類従本の「以大同之年……尋人丸在世之時」の部分で松野本では「閭<sub>○</sub>巷<sub>○</sub>以<sub>三</sub>大同之主<sub>一</sub>号<sub>三</sub>奈良帝<sub>一</sub>然而就<sub>三</sub>万葉集<sub>一</sub>尋<sub>三</sub>人丸在世之時<sub>一</sub>」とあり、文意の通りやすい文言となっている点をも指摘し得る。

松野本が類従本にない記事を有するという点については、他に「躬恒」、「伊勢」、「家持」、「友則」、「高光」、「頼基」らの伝記にも指摘し得るし、また、「赤人」の伝記のように、記事内容は同じでもより詳細になっているものもある。これらのことから推測されるのは、現存流布本系本文は、松野本系本文の記事を要約、簡略化した所謂「略本」であるろうということである。この推測を裏付ける根拠として、両本の「小町」の記載の違いに注目したい。類従本では、承和比人歎。在中将伊勢物語云。文屋康秀贈答。又遍照僧正集云。出家之後參<sub>三</sub>長谷寺<sub>一</sub>。而小野小町有<sub>三</sub>贈答和歌<sub>一</sub>。と極めて簡潔な記載となっている部分が、松野本では、「翻刻」に示した如く、康秀に対する答歌、ならびに遍昭との贈答歌をもそのまま載せている。松野本は、歌を付載することにも示されるように、漢文体の文章に所々和文脈の詞章が混入し、全体として文体の統一性に欠けるが、類従本は、松野本の和文脈の部分を除き、「小町」の伝記全てを漢文体で記すべく、末尾もそれに承応する記述となっている。

この事実を勘案すると、流布本系本文は、松野本系本文から和文脈の記載を除き、全体を漢文体に統一すべく記事の簡略化、要約化を企図して改編された「略本」形態を示すもの、言い換えると、松野本系本文こそが原型、もしくは

はそれに近い形態のもの、と推測されるのである。逆に、流布本の形態が原型で、松野本はそれに記事を増補したもの、との想定も可能であろうが、次に述べる両本の「頼基」の記載の違いは、その蓋然性が薄いことを証するものである。

類従本の「頼基」の記載は、

延喜元年六月任<sub>二</sub>神祇少祐<sub>一</sub>。五年正月任<sub>二</sub>権大祐<sub>一</sub>。承平三年正月任<sub>二</sub>権少副<sub>一</sub>。天慶四年正月七日叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。祭主。

天曆五年正月七日叙<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>。天徳二年卒。天曆十年五月十一日大外記御船宿祢伝説勘文云。雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>氏五位<sub>一</sub>非<sub>二</sub>神官人<sub>一</sub>以<sub>二</sub>六位官人<sub>一</sub>補<sub>二</sub>祭主<sub>一</sub>。

とあり、傍線を施した末尾の一文が何を説明するために付されたものか、ややわかりにくいのであるが、松野本文によればその点の理解がつくのである。全文の掲出は省略して必要な部分だけを抜き出すと、

天慶二年十月七日任<sub>二</sub>祭主<sub>一</sub>。同四年正月叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。祭主旁。

とあって、類従本は松野本の傍線部分、即ち「二年十月七日任祭主同」と割注「祭主旁」の「旁」字とを脱しているために、祭主に任じた年時が不明となり、末尾の一文を付載する意味がわかりにくくなってしまっているのである。

松野本は、更にこのあと「年曆名帳」を検して、天曆二年時に從五位上「大中臣完行」なる人物の存在したことをも記して、「御船宿禰傳説勘文」の説の正しいことを確認している。

先述の「人曆」、「小町」にこの「頼基」に関する両本の相違点をも加味すると、やはり、松野本系→流布本系の本文派生経路を想定せざるを得ないのである。

流布本に対する松野本の特徴の第二点は、流布本とは全く別の奥書を有することである。周知の如く、流布本は末尾に次の奥書を持つ。

匡房卿記曰。三十六人歌合事起者。公任大納言語。後中書王云。古今歌仙之中。貫之為第一。中書王云。不如二人。歷云云。仍亟相撰。出貫之秀歌十首。中書王撰。出人丸秀歌十首。合之。七首人丸勝。三首者貫之勝云云。

本云寿永二年三月十四日記之。

一方、松野本にはこの奥書はなく、「翻刻」にも示した如く注目すべき別の奥書がある（傍注を省略し、見せ消ちは訂正した本文で記す）。

承保二年依左府仰盛方注出之。

以三行盛朝臣自筆本贈左大臣時信被書之。

又以三贈左府自筆信国書写之。

嘉応二年六月廿八日以三前兵部少輔信国本一書写早。

吏部員外郎藤敦綱

曆応四年九月六日

文和二五と比書之。

泰直筆也

本文に多少の不備もあるうが、『尊卑分脈』等を参照してこの奥書の記すところを辿れば、概ね次のようにならう。即ち、承保二年（一〇七五）に左大臣師実の仰せで「盛方」なる人物が三十六歌仙の伝記を注出し、それを基に藤原行盛

（行家男、文章博士、金葉歌人）が書写した本を以て、贈左大臣平時信（高棟王流、清盛室従二位時子の父）が転写し、次いで時信書写本を以て、兵部少輔平信国（信範男、時信の甥）が転写し、更に嘉応二年（一二七〇）六月二十八日に信国本を以て、式部少輔藤原敦綱（宇合流、明衡曾孫）が転写し、敦綱筆本を暦応二年（二三四二）九月六日に誰か（書写者不明）が転写し、また、暦応二年書写本を文和二年（二三五三）五月に泰直なる人物（宇多源氏の行直男泰直（注6））が転写したというのである。松野本自体は、文和二年書写本を基に、更に幾度かの転写を経たものであることが考えられる。

従来『三十六人歌仙伝』については、流布本の奥書による転写年時の「寿永二年」（一一八三）しか知られていなかったのが、この奥書を信ずる限り、成立年時と作者までも明確になり、しかも、院政期直前から南北朝期に至る書承、伝流経路をも知り得るので、極めて貴重である。但し、この奥書に信憑性を認めるには、最初の一文に記す「盛方」なる人物が承保二年時に存在したことを確認する必要がある。『尊卑分脈』には同姓同名の「藤原盛方」を三人見出す。

① 定方流、為宣男の資隆改盛方（①六三頁）

② 頭隆流、頭時男の千載歌人盛方（①一一四頁）

③ 兼輔流、盛信男の盛方（③三一頁）

しかしながら、この①～③の「盛方」はいずれも該当するとは思われない。①は傍注に「母常陸介菅是綱女」とあるので菅原是綱（一〇三〇～一一〇七）の外孫にあたるが、是綱の生年から妥当せず、②は傍注の「治承二十一年卒四十二」から、保延三年～治承二年（一一三七～一一七八）の生存となり、明らかに別人とわかり、③は祖父盛仲の兄弟盛重の傍注「白河院御籠童元服之後近習」に従えば、これも年代的に合致するとは見做し難い。

結局、以上の三人は松野本奥書の「盛方」に該当するとは認め難いが、それらとは別に、『金葉集』初奏本（静嘉堂

文庫蔵伝為相筆本（卷五までの零本）の卷三、秋部にある、

大和守資成法師になりて普門寺にこもりぬときつてまかりたりけるにこのはちるをみてよめる

みるたひにあはれさまさるすみかゝなよを秋風のこのはちりつゝ

藤原盛方

の歌の作者「盛方」は、松野本奥書と合致する可能性が高い。詞書中の「大和守資成」は、『尊卑分脈』によれば、橘義通男、為仲弟で、傍注に「大和守従五上後拾作者」とあり、『勅撰作者部類』にも「五位。美濃守橘義通男。至応徳三年出家」とあるので、この歌が資成出家の応徳三年（一〇八六）直後に詠まれたものと推定されるからである。応徳三年は承保二年の十一年後であり、『金葉集』初奏本の「藤原盛方」は松野本奥書の「盛方」と同一人物である蓋然性が強まるのである。

ところで、『金葉集』初奏本のこの歌は『後葉集』（群書類従本）にも載るが、それには、

橘資成法師になりて、普門寺に籠りぬと聞きてまかりたりけるに、木葉の落つるを見て

藤原盛房

見るまゝに哀れさまさるすみか哉世をあき風に木のは散りつゝ

とあり、作者名が異なる。『後葉集』に記す「盛房」は、清輔の『袋草子』や顯昭の『柿本朝臣人麻呂勸文』、『古今集序注』等が『三十六人歌仙伝』の作者とする人物であり、松野本奥書に示す作者と、清輔、顯昭らの著作に言う作者との異なりが、一首の作者をめぐる『金葉集』と『後葉集』との異同に対応することになる。この符合現象は、「盛方」と「盛房」とが混同視されるような特殊な事情によるものか、あるいは、書承上の誤写等による単なる偶合か、目下のところ合理的な解釈に至り得ない。因みに、この歌は『金葉集』では初奏本にのみある歌で、しかも、現存初

奏本は静嘉堂文庫蔵本が唯一の伝本であるため、『金葉集』諸本内での作者名の異同を検査することが不可能である。初奏本『金葉集』と松野本系『三十六人歌仙伝』の新たな伝本の出現が待望される所以である。

以上、『金葉集』の作者名が『後葉集』で異なることはなお不審も残るが、松野本奥書の「盛方」と同一人物の蓋然性の高い「盛方」を『金葉集』初奏本に見出すことにより、松野本奥書に対する一応の信憑性が認められると思うのである。

#### 四

流布本に対する松野本の特徴としては、この外にも、各歌人の伝記に先立って必ず一首乃至三首の歌を掲出する、という点があげられる。それらは「遍昭」の項に補入された一首を含めて全六九首あるが、その六九首を、「三十六人家集」の成立と深いかわりがあるとされる『卅六人撰』、『卅人撰』、『十五番歌合』の三つの秀歌撰(注7)と照合してみると、そのうちの六四首までがそれら秀歌撰のいずれかに採られた歌であり、そのいずれにも見られぬ歌は（歌頭の数字は歌の通し番号）、

10 まきもくのひはらもいまたくもらねは小松か原にあわ雪そふる（家持）

13 月やあらぬ春やむかしの春ならぬわが身ひとつのはもの身にして（業平）

33 有明のつれなくみえしわかれよりあかつきはかりうきものはなし（忠岑）

40 住よりのきしによる浪よるさへや夢の通路人めよくらん（敏行）

54 契きな形見に袖をしほりつゝ末のまつ山波こさしとは（元輔）

の五首のみである。しかも、この五人の歌人は、別の歌一首乃至二首が松野本に記載されていて、それらが以上の三

秀歌撰のいずれかには採られているので、それらの秀歌撰のいずれにも載らぬ歌のみを掲げられた歌人は皆無となる。この事實は、松野本の掲げる歌がこれらの秀歌撰と密接にかかわることを示すのであろうが、更に臆測をめぐらすなら、『三十六人歌仙伝』は、『三十六人家集』の成立後それに付随して発生したものではなく、こうした秀歌撰、特に『卅六人撰』などに付された作者略伝の形に、その発生の淵源があることを示唆するものと言えよう。但し、この点についてはあくまで推測であって、具体的な論拠を持たないので、詳しくは後考に委ねることにしたい。なお、松野本のこれらの歌のうち三二首には墨で合点が施されているが、それらは必ずしも各歌人の歌に平等に付されているわけではなく、その意味についても現在のところ理解し得ない。併せて今後の課題としたい。

ともあれ、縷々説明した如く、松野本は、明らかに流布本よりも前形態を保有するものであり、それ故、『三十六人歌仙伝』の作者、成立年時、更にはその発生についても、新たな手がかりを示唆する資料であることが認められるであろう。この外、『三十六人歌仙伝』とほぼ同時代の成立とされる『古今和歌集目録』との先後関係<sup>(注8)</sup>についても、松野本は別の視点からの究明を可能にすると考えられるが、本稿は、松野本の資料的価値に鑑みて、専らその全貌を翻刻、紹介することを旨としたので、今回は触れないでおいた。この問題についてはいずれ別稿を期したいと思う。

注1 版本。全十一冊のうち第一冊と第十冊が「卅六人集」で、該本は第十一冊目。「卅六人集」が群書類従から抜粋したものであるので、該本も群書類従からの抜粋と考えられる。但し、類従本と全く一致するわけではなく、四箇所異同がある。

注2 「中古歌仙三十六人伝」との合綴本。貞享三年(一六八〇)に黒川梅林(道祐)が自筆校訂した旨の跋文を持ち、随所に朱の書入れがある。

注3 国文学研究資料館マイクロ写真(C-1073)による。

注4 国文学研究資料館マイクロ写真（C1四八五八）による。「中古歌仙三十六人伝」との合綴本。

注5 「中古歌仙三十六人伝」との合綴本。

注6 「尊卑分脈」には三人の「泰直」を見出すが、そのうち生存年代の推定できるのは宇多源氏の泰直（四〇五頁）で、父行直の卒年が康永元年（一三四三）とあるので、文和二年時に生存と考えられる。

注7 久曾神昇氏「西本願寺本三十六人集精成」（昭和四十一年、風間書房刊）による。

注8 この問題については、迫徹朗氏の御論考（『古今和歌集目録』と『三十六人歌仙伝』の先後——忠岑の伝記をめぐって——「中古文学」第十九号、昭和五十二年五月）があり、迫氏は、「古今和歌集目録」は「三十六人歌仙伝」の影響を受けて成立した、と結論づけておられる。

（付記）

本稿を成すにあたり、貴重な資料の借覧、翻刻を許可してくださいくださった松野陽一氏、東北大学蔵本の閲覧に種々の御便宜を賜った片野達郎氏に対して深く感謝申し上げる次第である。なお、本稿の一部は和歌文学学会例会（56・11・21於・昭和女子大学）で口頭発表したものである。席上助言を賜った方々にも併せてお礼申し上げます。